

津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合

外観目視調査により、浸水深(最も浅い部分)を把握し、被害の程度を判定する

<p>浸水痕が見られる</p>  <p>水流やがれきの衝突等による破壊が見られる</p> <p>20013</p>	<p>床上1.8m以上の浸水</p>	<p>全壊 (住家の損害割合50%以上)</p>
<p>浸水痕が見られる</p>  <p>水流やがれきの衝突等による破壊が見られる</p> <p>20014</p>	<p>床上1m以上1.8m未満の浸水</p>	<p>大規模半壊 (住家の損害割合40%以上50%未満)</p>
<p>水流やがれきの衝突等による破壊が見られる</p>  <p>浸水痕が見られる</p> <p>20104</p>	<p>床上0.5m以上1m未満の浸水</p>	<p>中規模半壊 (住家の損害割合30%以上40%未満)</p>
<p>浸水痕が見られる</p>  <p>水流やがれきの衝突等による破壊が見られる</p> <p>20015</p>	<p>床上0.1m以上0.5m未満の浸水 床上0.1m未満の浸水</p>	<p>半壊 (住家の損害割合20%以上30%未満)</p>
 <p>20016</p>	<p>床下浸水</p>	<p>準半壊に至らない (一部損壊) (住家の損害割合10%未満)</p>

※ 区域内にある【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家において、津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されていることが被害状況から判断できる場合、当該区域内の当該住家すべてに適用することが可能。さらに、床上 1.8m以上浸水したことが一見して明らかな場合、サンプル調査(当該区域の四隅に立地する住家の調査)により、当該区域内の当該住家すべてを「全壊」と判定する。また、区域全体をドローンで撮影・3次元化して算出された浸水深により、明らかに床上 1.8m以上浸水したことが確認できる場合も、当該区域内の当該住家すべてを「全壊」と判定する。なお、区域内に上記以外の住家があってもサンプル調査は可能であり、これらの住家については、別途第2次調査により判定する。

※ 水害によって土砂等が住家及びその周辺に様に堆積している場合には、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。